

2014年2月吉日

お客様各位

アイベクス株式会社

消費税率の変更に関する弊社対応のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

平成25年10月1日、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正消費税法」）により消費税法の一部が改正されました。

改正消費税法に基づき、平成26年4月1日より、現行の5%から8%に引き上げられることが正式に決定いたしました。

今回の消費税率の変更に伴い、弊社における消費税率の取り扱いにつきまして、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

1、改正消費税法の閣議決定を受けて、新税率8%が適用されるタイミングは次の種別ごとに請求をさせていただきます。

1-1 平成26年3月31日までに出荷させて頂いた製品については、消費税率5%を適用いたします。

1-2 保守契約更新の場合、平成26年4月1日以降の役務開始契約については、消費税率8%を適用いたします。

1-3 平成26年3月31日までに保守契約を複数年で一括購入されているお客様については、次年度更新タイミングに旧税率（5%）と新税率（8%）の差額分を別途ご請求させていただきます。

1-4 平成26年4月1日以降に保守契約を遡及して契約する場合は、遡及期間にかかわらず、消費税率8%を適用いたします。

※平成27年10月1日以降、消費税率10%が予定されております。正式決定がございましたら改めて弊社対応についてご連絡申し上げます。

以上